

新年のご挨拶

理事長 伊藤 隆幸



新年あけましておめでとうございます。被保険者ならびにご家族の皆様には、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成20年という年は、平成18年から順次実施されている医療制度改革の総仕上げの年にあたります。4月からはいよいよ、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とする「特定健康診査・特定保健指導」の実施が、全国の健康保険組合等に対して義務づけられます。メタボリックシンドロームの概念を導入して標準化されたプログラムに基づいて、健診と保健指導が行われます。

さらに平成20年4月には、75歳以上の方と65歳以上の寝たきりの方を対象とする独立した医療制度「後期高齢者医療制度」が創設されます。また、65～74歳の方の医療費の財政調整を行う「前期高齢者医療制度」も始まります。今後、高齢化の進むわが国にとって、持続可能な医療制度を構築していく船出の一年といえるでしょう。改めて申し上げるまでもなく、健康保険組合の使命は、不慮の傷病や出産などの医療費・生活費の保障のみならず、被保険者とご家族の「健康づくり」を推進することにあります。

当組合では、健診を中心とした保健事業の充実を図っており、被保険者のみならず被扶養者の皆様が健診・保健指導を受けやすい体制整備に、さらに力を注いでまいります。

財政運営面につきましては、平成20年度からは後期高齢者医療制度への「支援金」と、前期高齢者の医療費への「納付金」が、新たに課せられることとなります。「支援金」の額については、各健康保険組合等の特定健診・保健指導の実施状況に応じて、増額または減額されるしくみが盛り込まれています。現在の老人保健拠出金および退職者給付拠出金を上回る負担となりかねず、予断を許さない状況にあります。

このように厳しい情勢ではございますが、健保事務局一同、最善の努力を尽くしてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。とくに、一年に一回、必ず健診を受けることを、年頭に当たって再確認していただければ幸いです。

結びに、この一年の皆様のご多幸を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

こころとからだをリフレッシュ

健保の保養施設を利用しよう!

健康保険組合では、みなさんの心身の保養のために次のような施設と契約しています。いずれの施設もお得な料金で利用できます。旅行や合宿等にぜひご利用ください。

温泉旅行に最適!

オテル・ド・マロニエ

●下呂温泉(愛知) ●内海温泉(愛知) ●湯の山温泉(三重)



言わずと知れたリッチな空間

リゾート・トラスト

●鳥羽(三重) ●琵琶湖(滋賀) ●浜名湖(静岡) ●軽井沢(長野) ●山中湖(山梨) ●淡路島(兵庫) ●ひるがの(岐阜) ●箱根(神奈川) ●別府(大分) etc.



旅行・合宿・スキーはお任せ!

その他

バストール下呂(岐阜)のほか、福井・長野・新潟など各地の施設がご利用いただけます。



予約方法や料金など、詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.aichi-steelkenpo.or.jp/>

医療費控除をご存知ですか?

医療費控除とは、1年間に自己負担した医療費が一定額を超えると、税務署に申告するとその分にかかっていた税金が戻ってくる制度です。

医療費を多く支払ったときなど、ぜひ活用してみましょう。

申告書は、税務署の窓口で入手できるほか、国税庁のホームページより印刷できます。

■国税庁のホームページ <http://www.nta.go.jp/>

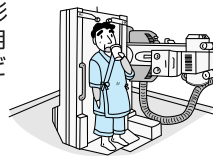
控除の対象になるもの

- 医師に支払った治療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用、往診費用
- 入院時の食事療養にかかる費用負担
- 歯科の保険外費用(特殊なものは除く)
- 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- 老人保健施設、療養病床の利用料(介護費・食費・居住費の自己負担分)
- 特別養護老人ホームで受けた介護費・食費・居住費の自己負担分の半額 など



控除の対象とならないもの

- 健康診断、人間ドックの費用
- 健康維持のためのビタミン剤購入費、美容目的の整形手術などの費用 など



$$\left(\begin{array}{c} 1月から12月 \\ までに支払った \\ 医療費 \end{array} - \begin{array}{c} 給付金・ \\ 保険金等 \end{array} \right) \times 5\% \leq 200 \text{万円} = \text{医療費控除額 (最高限度額200万円)}$$

詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

4月から新しい高齢者医療制度がスタート!

2008年4月から、これまでの老人保健制度を廃止し、75歳以上の人を対象にした後期高齢者医療制度と65~74歳までの高齢者については、前期高齢者医療制度として保険者間の医療費負担の不均衡を調整するしくみが創設されます。

後期高齢者医療制度

被保険者になる人 ▶ **75歳以上の人と65~74歳の寝たきり等の人**

●保険料

- ①後期高齢者一人ひとりが保険料を負担します。
- ②保険料は、介護保険と同じく、原則として年金から天引きされます。徴収するのは、各市町村です。
年金額が年18万円 { 以上の人 →年金から天引き
未滿の人等→個別に納める

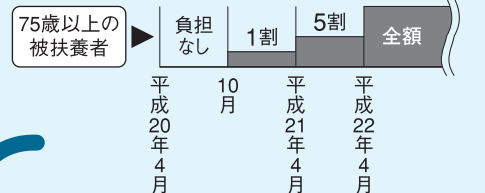
●自己負担割合

医療費の1割を負担
(現役並み所得者*は3割負担)
※ 課税所得145万円以上の人、
または標準報酬月額28万円以上の人



75歳以上の健保の被扶養者はどうなる?

健保の被扶養者資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入します。
また、自分の保険料を納めることとなります。ただし、負担を軽減するために、段階的に引き上げられます。
(注)平成19年10月30日に与党でまとめられた対策案によるものです。

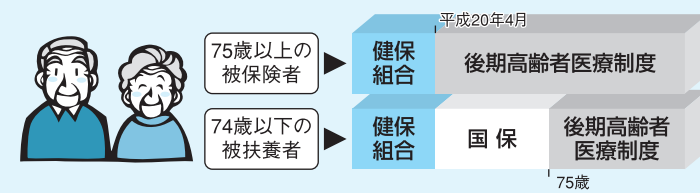


75歳以上の健保の被保険者はどうなる?

健保の被保険者資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入します。保険料も市町村に納めます。

74歳以下の被扶養者(家族)がいる場合

被扶養者資格がなくなるため、75歳になるまで国民健康保険に加入します。(国民健康保険料を負担することになります)



後期高齢者医療制度の施行にともない、当組合の被扶養者でなくなる方(75歳以上)への「高齢者訪問事業」は中止となりますので、ご了承ください。

前期高齢者医療制度

被保険者になる人 ▶ **65歳~74歳の人**

加入する制度	健保組合			
	前期高齢者医療制度			
	64歳	65歳 69歳 70歳 74歳		
自己負担	自己負担3割 (義務教育就学前2割)	自己負担限度額(月額)		
		一般2割 [1割]	世帯ごと ()は多数該当の場合	
			外来	24,600円 [12,000円]
現役並み所得者* 3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)	※ 標準報酬月額28万円以上の人。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円、高齢者単身世帯で383万円に満たない場合は、健保組合に届け出れば一般と同様の自己負担。	

●自己負担

(注)平成19年10月30日に与党でまとめられた対策案によるものです。
左図 [] の部分が変更点です。平成21年4月から実施されます。(1年間実施が延期されます。)
なお、保険料、受診時の医療の給付は従来と変わりありません。

お知らせ 【特定保険料率が設定されます】

新しい高齢者医療制度の創設と同時に、健康保険の保険料として負担する一般保険料が、「基本保険料」と「特定保険料」に分けられ、高齢者の医療費にどの程度支援しているかが明確になります。

一般保険料率	基本保険料率 加入者の医療給付、保健事業にあてるための保険料率
特定保険料率	後期高齢者支援金、前期高齢者納付金などにあてる保険料率

年に1度は必ず健診・ドック!

生命を脅かす生活習慣病も、初期のうちには自覚症状に乏しく、気づかず放置するケースが少なくありません。
そんな小さな病魔を発見する機会を与えてくれるのが、健診やドックです。病気になるのが一番ですが、大きな病気も小さいうちに適切な処置を行えば、大事に至らずに済みます。
「面倒」「忙しい」「健康だから」を理由にせず、年に1度は必ず自分の健康をチェックしましょう。



積極的にご利用ください!

当健保組合が実施しているドック・健診

項目	時期	対象者	内容	申込方法	自己負担金
人間ドック	随時	30歳以上の本人・家族(被扶養者)	契約医療機関で受診	希望者は「人間ドック申込書」を当健保組合へ提出	10,000円 オプションは全額自己負担
婦人健診	12~4月	30歳以上の本人・家族(被扶養者)	契約医療機関で受診	対象者に案内と申込書を発送。申込書を送付元に提出	8,000円
脳ドック	随時	50歳以上の本人・家族(被扶養者)	契約医療機関で受診	希望者は「人間ドック申込書」を当健保組合へ提出	10,000円
無料歯科健診	随時	4歳から7歳	健診、フッ素塗布	対象者に案内。申請書を当健保組合に提出	4回/年まで全額補助
法定外健診	春の定期健診時	本人	●血液検査 ●心電図検査 ●眼底検査 ●C型肝炎検査	定期健診時に受診を指示	なし
胃検診	春の定期健診時	本人	●胃の間接エックス線検査 ●有所見者には胃カメラによる精密検査実施	対象者に案内。本人が受診を申し込み	なし

<その他にも次のような事業を実施しています>

項目	時期	対象者	内容	申込方法	自己負担金
集団主婦健診	春、秋	30歳以上の家族(被扶養者)	全豊田地域巡回健診、日健会婦人健診で実施最寄の健診場所で受診	対象者に案内と申込書を発送。申込書を送付元に提出	3,000円~5,000円
大腸がん検査	秋の定期健診時	本人	検便による検査	健康推進室に申し込み、定期健診時に持参	なし
インフルエンザ予防接種	秋の定期健診時	本人	インフルエンザワクチン1回接種	健康推進室に申し込み、定期健診時に接種	なし
子供インフルエンザ予防接種補助	10月~12月	小学生までの子供	インフルエンザワクチン2回接種分補助	対象者に案内。申請書と領収書を当健保組合に提出	5,000円を超える額
高齢者インフルエンザ予防接種補助	10月~12月	65歳以上の高齢者	インフルエンザワクチン1回接種分補助	対象者に案内。申請書と領収書を当健保組合に提出	1回分全額補助
メンタルヘルス講習会	随時	本人	医師またはトレーナーによる対応指導教室	健康推進室から案内。希望者は健康推進室へ申し込み	なし
35歳ターニングポイントセミナー	随時	35歳になった本人	医師またはトレーナーによる健康教室	健康推進室から案内。希望者は健康推進室へ申し込み	なし
生活習慣改善プログラム	春、秋	有所見者本人	血糖値の自己測定により、食事・運動による生活習慣改善	産業医が直接指名	なし